

重要事項説明書

(老人保健施設サンバレーかかみ野 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

1. 施設の概要

施設名	特定医療法人フェニックス 老人保健施設 サンバレーかかみ野
開設年月日	平成6年5月12日
所在地	岐阜県各務原市須衛町3丁目136番地
連絡先	058-370-7777
施設長	兼城 賢明
指定番号	2150580013号

2. 目的と運営方針

目的	看護、医学的管理下での介護や機能訓練等のサービスを提供し入所者の家庭復帰を目指す。
運営方針	『Yes, we can! 何でも言ってください。私たちも一緒がんばります。』を合言葉にご利用者のお力になれるよう心がける

3. 従業者の職種および員数

施設長	1名 (医師と兼務)	医師	1名以上
薬剤師	1名	管理栄養士	2名以上
理学療法士・作業療法士		看護師	13名以上
言語聴覚士	2名以上	介護職員	33名以上
介護支援専門員	3名以上	事務員	適当数
支援相談員	2名以上		

4. 職員の勤務体制 <看護・介護職>

区分	勤務時間	休日	看護・介護職員配置
日勤	8:30 ~ 17:30	年間 108日 (月 9日)	3 : 1
早出	6:30 ~ 15:30		
遅出	10:00 ~ 19:00		
夜勤	16:30 ~ 9:30		

5. 入所定員等

定員	定員枠の定めは特にないが入所との兼ね合いをみて対応する
療養室	個室 ・ 2人部屋 ・ 3人部屋 ・ 4人部屋 で対応

6. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス (利用料については別紙2参照)

種類	内容		
食 事	管理栄養士が利用者の身体状況・嗜好・栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します		
	食事時間	朝食 8:00~8:30	昼食 12:00~12:30
排 泄	利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と 排泄の自立の支援を行います		
入 浴	週2回は入浴または清拭を行います		
日常生活上のお世話	・着替え ・寝たきり防止のため離床に配慮 ・寝具消毒 ・シーツ交換 ・健康管理 ・居室内清掃 ・役所手続き代行		

機能訓練	リハビリテーション レクリエーション
相談・援助	利用者とその家族からの相談に誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行います

7. 通常の送迎実施地域

通常の送迎実施地域は、各務原市、犬山市、関市、坂祝町とします。

8. 施設利用にあたっての留意事項

面 会	10:00 ~ 17:00 但し、受付業務は平日は19:00、祝日および日曜日は17:30で終了させていただきます。各フロア及び詰所に備え付けの面会者名簿を必ずご記入ください。
外出・外泊	緊急時を除いて、事前にお申し出ください。当日は外出・外泊届を記入し1階事務所まで提出ください。
飲酒・喫煙	飲酒・喫煙はお断りします。
持ち物等	利用時‘持ち物チェック表’に衣類等の数を記入し、持ち物全てに記名をお願いいたします。健康手帳・介護保険証も必ずご持参ください。 貴重品等の持込は一切お断り致します。 紛失・破損等が発生しても当施設では一切責任は負えません。

9. 他医療機関の受診について

当施設入所中は、他医療機関への受診には医療・介護保険上厳しい制限があります。従って、ご希望の際は必ず事前にご相談下さい。必要に応じて、当方から紹介状を添えてご紹介いたします。相談なく受診されますと、後日実費でお支払いとなる場合がありますのでご了承下さい。

10. 協力医療機関等

内科 他	公立学校共済組合 東海中央病院 フェニックス総合クリニック ・ フェニックス在宅支援クリニック
歯科	小林歯科医院 ・ よこやま歯科クリニック ・ ごしま歯科医院

11. ご利用時において起きうる症状変化及び事故について

当施設では入所者が快適な入所生活を送れるよう、安全な環境作りを努めておりますが、入所者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の如くの事故等が想像を越えておこりうる可能性がありますので、十分なご理解とご了解の上施設をご利用いただきますようお願い申し上げます。

《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- 原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
- 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

これらのことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、説明でご不明な点等ありましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

12. 事故発生時の対応

当施設内で本人の全身状態が急に悪化した場合や、事故が発生した場合は速やかに施設長へ報告し、指示を仰ぎます。処置等が必要な時は応急処置を施したり適切な医療機関へ搬送します。ご家族へは随時連絡を入れさせていただきます。

13. 守秘義務および情報提供に関して

事業者およびその職員は、業務上知り得た入所者またはその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が失効したのちも継続します。但し、以下の事項についての情報提供については事業者が業務上必要と認めた場合は、情報の提供を行う場合があります。なお、この場合は入所者またはその身元引受人または署名代行人との契約書を取り交わす時の「同意書」をもって事前に同意を得たものとし、入所者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- ② 入所者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- ③ 医療機関、福祉事業所、介護支援専門員、介護サービス事業所、自治体（市町村）及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため
- ④ 介護保険事務に係る保険事務委託、審査支払機関へレセプトの提出、支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ⑤ 入所者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- ⑥ 入所者の利用する介護事業所内のカンファレンス及び会議
- ⑦ 行政の開催する評議会、サービス担当者会議において必要とする場合
- ⑧ 外部監査機関への情報提供
- ⑨ 事故及び集団感染が発生した場合の県及び市区町村への連絡
- ⑩ 入所者の病状に急変があった場合等の医療機関への連絡及び情報提供等
- ⑪ 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等
- ⑫ 施設において行われる介護、看護学生の実習への協力
- ⑬ 介護ソフトウェアに入力された個人データ等の情報システム事業者への管理委託
- ⑭ 給食サービス事業者への食事形態情報の提供及び連絡調整のため
- ⑮ 介護保険サービスの質の向上等のための学会、研究会等での事例研究発表等。
尚、この場合は入所者個人を特定できないように仮名等を使用いたします。
- ⑯ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

14. 身体拘束の禁止

当施設は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 虐待の防止について

<p>当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。</p> <p>(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。 虐待防止に関する責任者 田中 直行</p> <p>(2) 成年後見制度の利用を支援します。</p> <p>(3) 苦情解決体制を整備しています。</p> <p>(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。</p>

16. 褥瘡対策等について

<p>当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。</p>
--

17. 非常防災対策について

防災設備	スプリンクラー ・ 消火器 ・ 消火栓 ・ 自動火災通報
防災訓練	年2回 消防署の協力のもと防災訓練をおこないます

18. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者	田中 直行
	ご利用時間	8 : 30 ~ 17 : 30
	ご利用方法	電話 058-370-7777 面接 (当施設1F相談室) 苦情箱 (ふれ愛ボックスを玄関に設置)

・ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

- 岐阜県岐阜地域福祉事務所
電 話：058-272-1930 FAX：058-278-3526
- 各務原市健康福祉部 高齢介護課 施設指導係
電 話：058-383-2067 FAX：058-383-6365
- 犬山市健康福祉部 長寿社会課
電 話： 0568-44-0326 FAX：0568-44-0364
- 関市 高齢福祉課
電 話： 0575-23-8993 FAX：0575-23-7748
- 坂祝町 福祉課
電 話： 0574-26-7111
- 岐阜県福祉サービス運営適正化委員会 (岐阜県社会福祉協議会内)
電 話：058-278-5136 FAX：058-278-5137
- 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
電 話：058-275-9826 FAX：058-275-7635

『 利用料金について 』

施設名：老人保健施設サンバレーかかみ野

施行日：令和6年8月1日

サービス：短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

(1)保険給付の自己負担額

◆基本サービス項目：在宅強化型								
1日あたり		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
個室	1割負担	632円/日	778円/日	819円/日	893円/日	958円/日	1,017円/日	1,074円/日
	2割負担	1,264円/日	1,556円/日	1,638円/日	1,786円/日	1,916円/日	2,034円/日	2,148円/日
	3割負担	1,896円/日	2,334円/日	2,457円/日	2,679円/日	2,874円/日	3,051円/日	3,222円/日
多床室	1割負担	672円/日	834円/日	902円/日	979円/日	1,044円/日	1,102円/日	1,161円/日
	2割負担	1,344円/日	1,668円/日	1,804円/日	1,958円/日	2,088円/日	2,204円/日	2,322円/日
	3割負担	2,016円/日	2,502円/日	2,706円/日	2,937円/日	3,132円/日	3,306円/日	3,483円/日
◆加算項目		1割負担	2割負担	3割負担	内 容			
個別リハビリテーション実施加算		240円/日	480円/日	720円/日	個別リハビリテーションを20分以上実施			
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		51円/日	102円/日	153円/日	厚生労働省の定める在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が70以上の場合			
夜勤職員配置加算		24円/日	48円/日	72円/日	入所者数に対して定数以上の夜勤職員配置基準を満たしている場合に算定			
送迎加算(片道)		184円/片道	368円/片道	552円/片道	居宅と事業所との間の送迎を行う場合 ※日曜日・祝祭日・年末年始の送迎は行いません			
療養食加算		8円/回	16円/回	24円/回	症状等に応じて、疾病治療の直接手段としての食事を提供した場合1日3回を限度として算定			
認知症行動・心理症状緊急対応加算		200円/日	400円/日	600円/日	認知症機能の障害に伴う妄想・幻覚等症状出現により、在宅での生活が困難と医師が判断、緊急に利用した場合(7日が限度)			
緊急時施設療養費		518円/日	1,036円/日	1,554円/日	1月に1回、連続する3日を限度として算定			
認知症ケア加算※1		76円/日	152円/日	228円/日	日常生活に支障をきたす恐れのある症状や行動がみられることから他の利用者と区別しての介護を行っている			
重度療養加算		120円/日	240円/日	360円/日	要介護度4又は5であって、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合			
総合医学管理加算		275円/日	550円/日	825円/日	当初より入所を予定されていない者に、短期入所療養介護を行い、診断等に基づき診療方針を定め、治療管理を行った場合(10日を限度)			
生産性向上推進体制加算	I	100円/月	200円/月	300円/月	見守り機器等のテクノロジー(インカム等)を複数導入し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行った場合			
	II	10円/月	20円/月	30円/月	見守り機器を全ての居室に設置し、1年以内ごとに1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行った場合			
サービス提供体制強化加算Ⅲ		6円/日	12円/日	18円/日	介護福祉士の割合50%以上			
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		7.1%	7.1%	7.1%	総単位数(基本サービス費+加算)×7.1%			

※1は要支援においては算定不可

※上記の単価に地域別単位加算(各務原市:0.14)を乗じた金額を負担割合に応じて1割～3割ご負担いただきます。

『 利用料金について 』

施設名：老人保健施設サンバレーかかみ野

サービス：短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

(2)保険給付外の自己負担額

名称		利用料金	
食費	非課税	1,833円/日	朝:479円 昼:754円 夕:600円
特別な食事の費用		実費	
教養娯楽費	税込	100円/日	ご利用者やそのご家族の希望により提供する
電気代		100円/日	
私物の洗濯代		実費	やむを得ない場合

※食費について負担限度額認定を受けておられる方は認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

(3)従来型個室及び特別な個室使用料金(1日につき)

・1日につきとは、暦日で計算いたします。(0時～24時の間に入退所があった場合1日として計算)

区分			特別個室	従来型個室	多床室		
利用料金	室料	非課税	1,820円/日	1,820円/日	500円/日		
	特別な室料	税込	1,200円/日	—	—		
2階			130号室	135号室	左記以外のお部屋		
			131号室	136号室		105号室	108号室
			132号室	137号室		106号室	110号室
			133号室	138号室		107号室	111号室
3階			230号室	233号室	左記以外のお部屋		
			231号室	235号室		208号室	
			232号室	236号室		210号室	
						211号室	
						221A号室	221B号室
						222A号室	222B号室
4階					左記以外のお部屋		
						223A号室	223B号室
						226A号室	226B号室
						—	—
室内の 設備・備品	トイレ		○	—	—		
	ドレッサー付き洗面所		○	—	—		
	家具		○	○	○		
	電動ベット		○	○	○		
	時計		○	○	○		

※ただし、居住費(滞在費)について負担限度額認定を受けておられる方は認定証に記載されている居住費(滞在費)の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費(滞在費)の上限となります。